

北本市住宅・建築物耐震改修促進計画

[令和8年度～令和12年度]

令和8年3月改定

北本市

目 次

第 1	建築物の耐震化の促進に関する基本的な事項	1
1	計画の概要.....	1
2	用語の定義.....	2
3	北本市住宅・建築物耐震改修促進計画の改定.....	4
4	対象建築物.....	4
5	市及び県の役割分担.....	6
第 2	想定地震と被害想定	7
1	地震履歴.....	7
2	想定地震と被害状況.....	7
3	北本市地域防災計画との関連.....	9
第 3	建築物の耐震化の現状と今後の目標	10
1	これまでの取組による耐震化の現状.....	10
2	本計画における耐震化の目標.....	12
第 4	建築物の耐震化の促進に関する施策	13
1	耐震化の促進に向けた取組方針.....	13
2	住宅の耐震化の促進に関する取組.....	14
3	多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の促進に関する取組.....	15
4	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組.....	16
5	その他の安全対策.....	18
第 5	市有建築物の耐震化の方針	20
1	耐震化の現状.....	20
2	耐震化の目標.....	20
参考資料 1	北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱	21
参考資料 2	北本市無料簡易耐震診断実施に関する要領	26
参考資料 3	北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱	28

第1 建築物の耐震化の促進に関する基本的な事項

1 計画の概要

(1) 計画の目的

北本市住宅・建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、計画的な耐震化の推進を図るため、国が「基本方針」を定め、県が策定する建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものです。

本計画は、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」より前の「旧耐震基準」により建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化の促進を図ることで、地震発生時の被害を最小限に留めることを目的とします。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は表1のとおりです。

表1 本計画策定等に係る主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟 （内閣府HP災害情報より） 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7 死者68人
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「国の基本方針」という。）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有95% 民間90%
平成20年3月	本計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市有95%、民間90%
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、一部破損748,461棟 （内閣府HP災害情報より）
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、

		耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	県計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済(移転解体等計画が決定したものを含む))
平成 28 年 3 月	本計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100% (達成済み)、民間 95%
平成 28 年 4 月	平成 28 年熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府 HP 災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 3 月	北本市地域防災計画改定	
平成 30 年 6 月	大阪府北部の地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府 HP 災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	県計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 3 月	県計画改定	令和 7 年度までの耐震化の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間おおむね解消
令和 3 年 3 月	本計画改定	令和 7 年度までの耐震化の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100% (達成済み)、民間おおむね解消
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消をする目標を明示
令和 6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震	最大震度 7 死者 698 名 (令和 7 年 12 月 25 日時点) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和 6 年 3 月	北本市地域防災計画改定	
令和 7 年 7 月	国の基本方針の改正	令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消をする目標を明示

2 用語の定義

本計画に用いる用語は、以下のように定義します。

■耐震診断

建築物の地震に対する安全性に関し評価を行うこと

■耐震改修計画

耐震診断により上部構造評点が1.0未満である建築物及び基礎が安全となるよう改修するに当たり、建築士が策定する計画

■耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修計画に基づいて、補修、補強、増改築等の策を講じること

■旧耐震基準

昭和56年6月1日の耐震基準の見直し前に用いられていた耐震基準

■新耐震基準

昭和53年6月の宮城県沖地震後、建築基準法における従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準

■耐震化

旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性のある建築物にすること

■耐震化率

全ての建築物に対する、耐震性がある建築物（新耐震基準による建築物、旧耐震基準による建築物のうち耐震性ありとされたもの、旧耐震基準による建築物のうち耐震改修等を実施したもの）の割合

■既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条に規定する建築物であり、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物

■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に規定する建築物であり、以下に示すものです。

ア 学校、病院、百貨店、事務所等で一定規模以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 火薬類、石油類等一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ウ 緊急輸送道路に敷地が接道し、地震によって倒壊した場合において、その道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある一定の高さを超える建築物

■要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物

■要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に規定される建築物

■多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定される建築物であり、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物

3 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画の改定

市では、平成20年3月に本計画を策定し、平成27年度までの計画期間での住宅の目標となる耐震化率を定め、建築物の耐震化を進めてきました。そのような中で、計画期間が終了となる平成27年度には、国の基本方針や県計画を鑑み、計画期間を令和2年度までの5年間延長し、更に令和7年度まで5年間延長し耐震化の推進を図ってきたところであります。

このような状況の中で、令和7年度に計画期間が終了となる本計画について、国の基本方針や県計画を勘案し、計画期間をさらに5年間延長することにします。

なお、期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行うものとします。

なお、市では地震等の災害に対し迅速かつ的確に対応するため、北本市地域防災計画（令和6年3月）において事前対策や応急対策等を定めており、本計画はこの計画と整合を図っております。

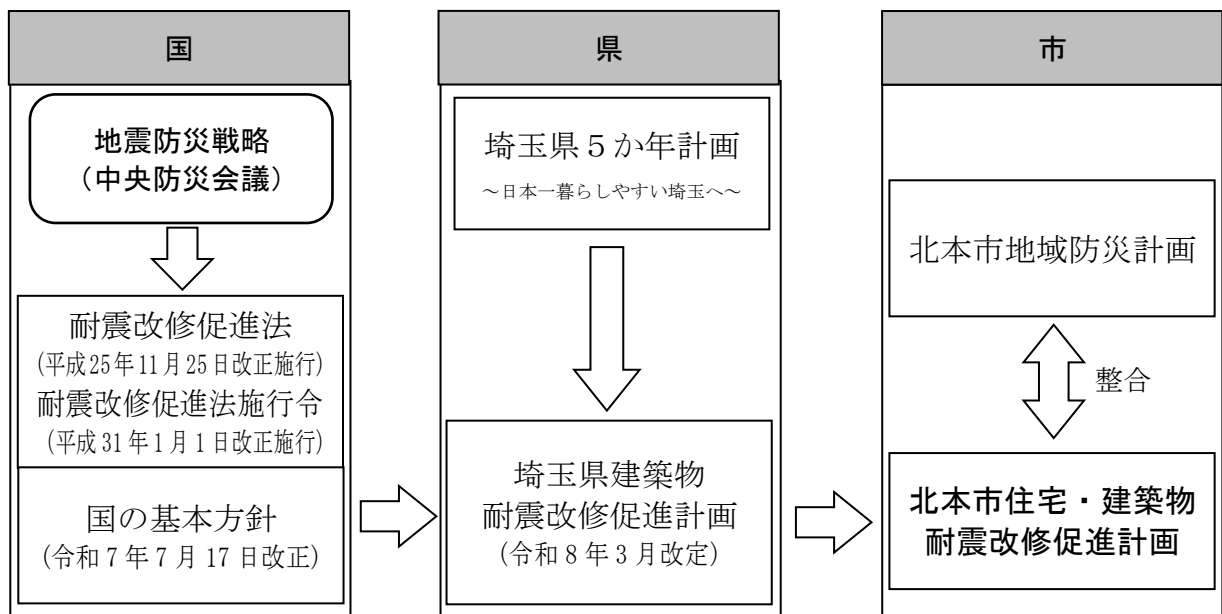


図1 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

5 対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前の基準に基づき建築された既存耐震不適格建築物ですが、県計画に即して、住宅、表2に示す多数の者が利用する建築物及び市有建築物について、優先的に耐震化の促進に取り組みます。

表2 多数の者が利用する建築物の詳細

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (同法施行令第6条)による分類	規模(階数及び床面積が以下の規模以上のものを対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他自動車又は自転車の停留場又は駐車のための施設(一般の公共に供されるもの)	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡	

6 市及び県の役割分担

市は、県計画に基づいて耐震改修促進計画を定め、県と連携し、「住宅」の耐震化の促進に取り組みます。

市有建築物以外の「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」及び「多数の者が利用する建築物」については、県計画の推進に協力し、耐震化の促進に取り組みます。

第2 想定地震と被害想定

1 地震履歴

埼玉県で被害を受けている大きな地震として、弘仁9年（818年）の関東諸国の地震（M7.5）、安政2年（1855年）の安政江戸地震（M6.9）、明治27年（1894年）の東京湾北部の地震（M7.0）、大正12年（1923年）の関東地震（関東大震災）（M7.9）、昭和6年（1931年）の西埼玉地震（M6.9）、平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9.0）が挙げられますが、県内で発生した被害地震の数は少なく、近隣で発生した地震により影響を受けたものが多くなっています。

市の地震被害の記録をたどると、大正12年の関東大震災では、旧中丸村においては家屋の倒壊、死者ともになかった一方で、旧石戸村においては家屋の倒壊はなかったものの、1名の死者がありました。また、昭和6年の西埼玉地震では、旧中丸村においては、半壊家屋が1戸、破損した家屋が6戸あったものの死傷者はありませんでした。一方、旧石戸村においては、破損した家屋が187戸あり、1名の負傷者がありました。平成23年3月の東日本大震災では、市域で震度5弱を記録し、屋根瓦等の軽微な被害が発生しました。

2 想定地震と被害状況

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定している大規模地震は、表3のとおりです。本市において最も予想最大震度が大きい地震は、関東平野北西縁断層帯地震で、今後30年以内の確率は、ほぼ0～0.008%です。発生確率の高い東京湾北部地震及び茨城県南部地震は、いずれも震度5強となっています。

表3 北本市における想定地震

想定地震	マグニチュード	北本市内における 予想最大震度	今後30年以内の 発生確率
東京湾北部地震	7.3	5強	70%
茨城県南部地震	7.3	5強	70%
元禄型関東地震	8.2	5強	ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	7	ほぼ0～0.008%
立川断層帯地震	7.4	5強	0.5～2%

（平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書より抜粋）

想定地震の断層位置図は、図2のとおりです。関東平野北西縁断層帯が市の直下にあることから、想定最大震度も大きくなっています。



図2 想定地震の断層位置図

これらの地震による被害想定の詳細は、表4のとおりです。この中で市に最も大きな被害を及ぼすと想定されているのは、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）です。

表4 北本市における地震被害想定

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震※	立川断層帯地震※
想定最大震度		5強	5強	5強	7	5強
建物倒壊棟数(棟)	全壊	0	2	0	5,348	0
	半壊	9	5	0	4,821	0
火災焼失棟数(棟)		18	10	9	3,258	6
人的被害(人)	死者数	0	0	0	407	0
	負傷者数	2	0	0	1,727	0
液状化被害面積(%)	高い	0.3	0.0	0.0	7.0	0.0
	やや高い	1.1	3.5	0.3	8.8	0.0

(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書より抜粋)

※ 関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震は活断層型地震であり、複数の発生位置が想定されていますが、ここでは市の被害想定が最も大きいものを記載しています。

3 北本市地域防災計画との関連

本計画と整合を図っている北本市地域防災計画では、地震等の災害に対して、迅速かつ的確に対応するため、事前対策や応急対策等を定めています。

北本市地域防災計画第1編第5節第4では、本市に甚大な被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合に対する減災目標を表5のように設定しています。

建物の耐震化は、目標を達成するための対策や項目の一つとして位置付けられており、本市の役割として、耐震改修促進計画の策定、耐震診断及び耐震改修の促進を明記しています。

表5 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約1,000人減少させる。 (約50%の削減)	・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 ・災害時医療体制の整備など
避難者(1ヶ月後)を約15,000人減少させる。 (約50%の削減)	・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ・ライフライン施設の耐震化及び被災施設の早期復旧など

(北本市地域防災計画より抜粋)

第3 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 これまでの取組による耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、耐震診断や耐震改修に対する補助や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきました。

市における平成25年10月から令和8年3月までの耐震化率の推移は、表6のとおりです。

表6 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率	
	a(=b+c)	耐震性なし b				耐震性あり c
平成25年10月1日	6,552	2,415	4,137	19,298	25,850	90.7%
平成30年10月1日	6,464	2,412	4,052	20,745	27,209	91.1%
令和5年10月1日	6,269	2,302	3,967	21,411	27,680	91.7%
令和6年3月31日	5,952	1,997	3,955	21,517	27,469	92.7%
令和7年3月31日	5,846	1,915	3,931	21,728	27,574	93.1%

※ 耐震化率の算定方法については、総務省統計局で公表している平成25年度、平成30年度及び令和5年度の住宅・土地統計調査結果を基に算出し、それ以降の年度は推計値として算出しています。

※ 住宅・土地統計調査は原則全ての住宅から抽出しているため、「住宅」には一戸建ての住宅、共同住宅、長屋等が含まれます。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化については、県と市で連携し、公共建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきました。

(2)－1 市有建築物

市が所有する建築物は、地震発生時の避難所を担うなど、それらの多くが応急活動の拠点となる施設になります。そのため、市では平成19年度以前から市有建築物の耐震化を進めてきました。

その結果、多数の者が利用する市有建築物については、表7のとおり、全ての耐震改修が完了し、耐震化率100%となりました。

表7 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率（令和7年10月1日時点）

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a (=b+c)	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d) / e)
学校	12	0	12	8	20	100.0%
病院・診療所	0	0	0	0	0	-
劇場・集会場等	3	0	3	3	6	100.0%
店舗等	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	-
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	0	-
社会福祉施設等	0	0	0	2	2	100.0%
消防庁舎	0	0	0	0	0	-
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100.0%
その他	0	0	0	0	0	-
合計	15	0	15	14	29	100.0%

※ 「耐震性なし」とは耐震診断を未実施又は実施した結果、耐震性が不足する建築物です。

(2)－2 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物は、県が耐震診断及び耐震改修の支援制度を創設し、建物所有者へ働きかけを行うなど、耐震化の促進に努めてきました。

民間建築物の令和7年10月1日時点の用途別の耐震化状況は、表8のとおりです。

表8 多数の者が利用する民間建築物の耐震化率（令和7年10月1日時点）

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率
	a(=b+c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	2	0	2	6	8	100.0%
病院・診療所	0	0	0	6	6	100.0%
劇場・集会場等	0	0	0	0	0	－
店舗等	2	1	1	5	7	85.7%
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100.0%
賃貸共同住宅等	53	1	52	23	76	98.7%
社会福祉施設等	0	0	0	22	22	100.0%
消防庁舎	－	－	－	－	－	－
その他一般庁舎	－	－	－	－	－	－
その他	4	3	1	8	12	75.0%
合計	61	5	56	73	134	97.0%

※ 「耐震性なし」とは耐震診断を未実施又は実施した結果、耐震性が不足する建築物です。

2 本計画における耐震化の目標

本計画における住宅及び多数の者が利用する建築物それぞれの令和12年度の耐震化率の目標は、表9のとおりです。多数の者が利用する建築物の目標は、県が定めた目標値です。

表9 令和12年度における耐震化の目標

		令和7年10月1日 現状	現計画の目標 令和7年度	改定後の目標 令和12年度
住宅		92.9%	95%	95%
多数の者が利用する建築物	県有建築物	100%(達成済み)	－	－
	市有建築物	100%(達成済み)	－	－
	民間建築物	97.0%	おおむね解消	おおむね解消

※ 「おおむね解消」とは耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することです。

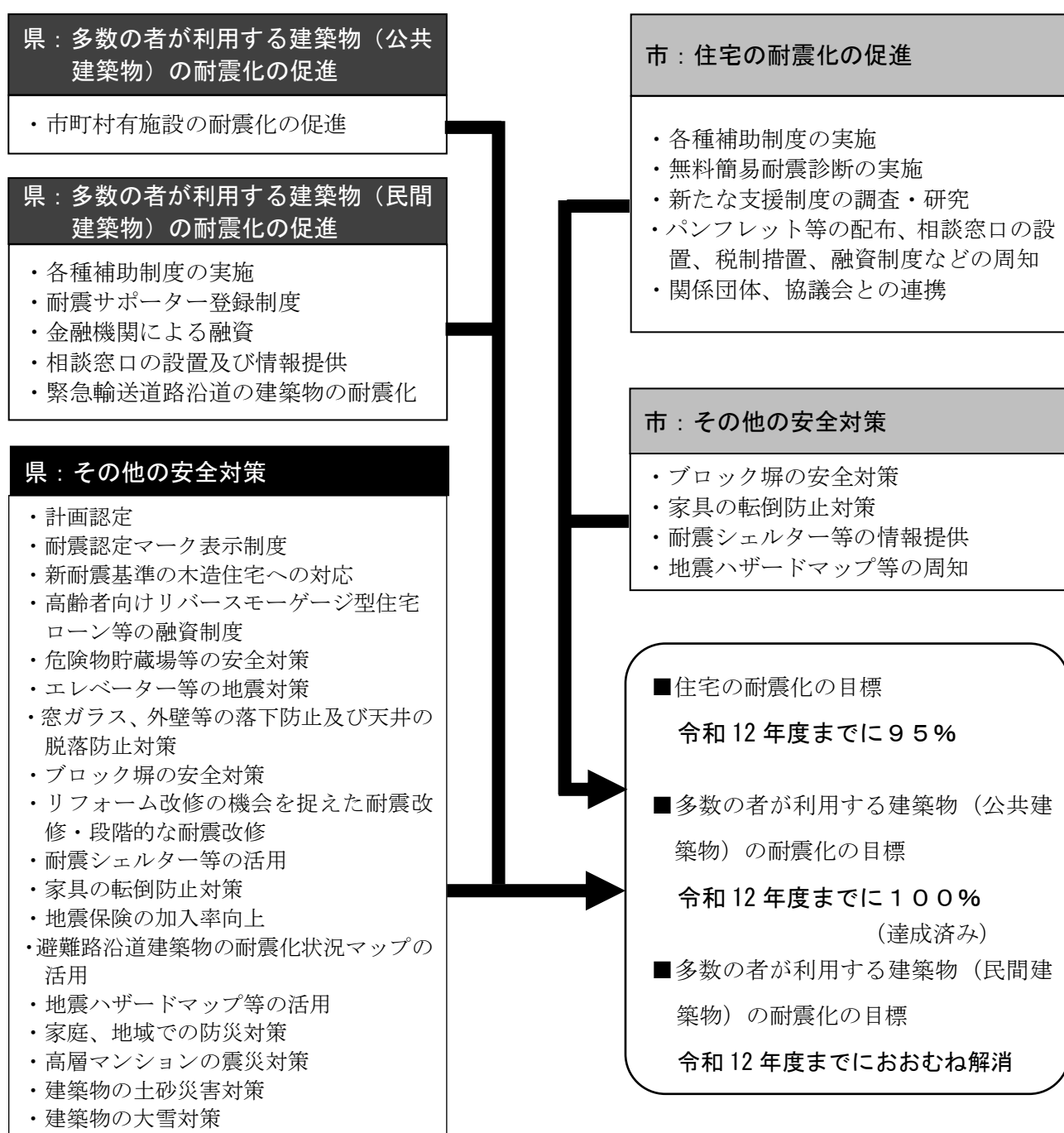
第4 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要な施策と考えます。

そこで、市では耐震化の目標を達成するため、県との適切な役割分担や連携のもと、住宅及び多数の者が利用する建築物の所有者に対して、耐震化の働きかけや支援、施策等を継続的に取り組みます。



2 住宅の耐震化の促進に関する取組

(1) 北本市既存木造住宅耐震化事業補助制度

平成12年度から住宅の耐震化の支援策として、旧耐震基準の既存木造住宅に対する耐震化補助制度を実施しています。当初は耐震改修工事のみでしたが、平成23年度より耐震診断、耐震改修計画への補助制度を拡充しました。

【参考資料1 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱】

(2) 北本市無料簡易耐震診断制度

市民の地震に対する不安を解消し、既存木造住宅の耐震改修等の促進を目的として、耐震診断ソフトウェアを利用した簡易耐震診断を無料で行っています。平成27年10月から対象建築物に関して制度内容を拡充し、構造金物等の規定が追加されている現行の構造基準以前（平成12年5月31日）に建築確認を受け着工された木造住宅を対象としました。

【参考資料2 北本市無料簡易耐震診断実施に関する要領】

(3) 新たな支援制度の調査・研究

市では、各地方公共団体が行っている取組や社会状況を注視し、既存木造住宅の耐震化の促進につながる支援制度について、引き続き調査・研究に努めます。

(4) 耐震化促進の周知啓発

ア パンフレット等の配布などによる周知啓発

住宅の耐震化を促進するためパンフレット等の配布・回覧及び「広報きたもと」・市ホームページなどを活用した情報提供を行うことにより、戸建住宅の耐震改修の重要性や必要性を啓発するとともに、補助制度や融資制度等の周知を図っていきます。また、より効果的となる普及啓発方法についても、引き続き調査・研究に努めます。

イ 相談窓口の設置及び出前講座による啓発

住宅の耐震化に関しての相談窓口を設置して市民の不安解消に努めるとともに、出前講座により、耐震化に関する重要性や必要性の啓発に努めます。

ウ 税制に関する措置の周知

耐震改修等については、現在、次のような税制措置が採られています。市では、

住宅の耐震化を促進するため、これらの措置の周知を行います。

- ・住宅ローン減税：耐震改修工事の際、住宅ローンを利用して一定の要件に該当した場合には、一定期間ローン残高の一部が、所得税額等から控除されます（令和8年3月現在）。
- ・耐震改修促進税制：耐震改修工事を行い、一定の要件に該当した場合には、その年分の所得税額から一定の金額が控除されます（令和8年3月現在）。

エ 金融機関による融資制度の周知

住宅の耐震化の実施に当たっては、金融機関による融資制度があり、市では、これらの制度の周知を行います。

- ・住宅金融支援機構：「リフォーム融資」（高齢者向け返済特例制度等）
- ・県（民間金融機関との連携）：「埼玉の家 耐震リフォームローン」
- ・市（民間金融機関との連携）：「北本市勤労者住宅資金貸付制度」

オ 安心して耐震改修を行うことができる制度の周知

業者への不安を解消するため、建築士などの専門知識を持つ第三者が、リフォーム工事が適正に行われているかを検査する制度「埼玉県住宅リフォーム工事検査制度」の周知を行います。

(5) 関係団体、協議会との連携

市は、県、県内他市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

また、建物所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するため、建築関係団体の相談窓口等について情報提供します。

- ・彩の国既存建築物地震対策協議会会員 会員75団体（令和7年4月時点）
県 : 埼玉県
市 町 村 : 63市町村（北本市含む。）
建築関係団体 : 11団体

3 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担の軽減が重要となりますが、これらの建築物は日常生活において多くの市民が利活用し、地震発生時には大きな被害がもたらすことが予

想されます。

県では、平成19年4月に多数の者が利用する建築物（民間建築物）に対する耐震診断及び耐震改修に関する補助制度を創設しており、市は本制度の周知及び活用促進に取り組みます。

4 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

県は、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う道路を、緊急輸送道路として指定しています。また、市も県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定しています。市内における県及び市指定の緊急輸送道路は、図3及び図4のとおりです。

県は緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物（図5に示す。）の耐震化に取り組んでおり、多数の者が利用する建築物と同様に補助制度を創設しています。

市では、道路を閉塞するおそれのある建築物についても県に協力して耐震化の促進に取り組みます。

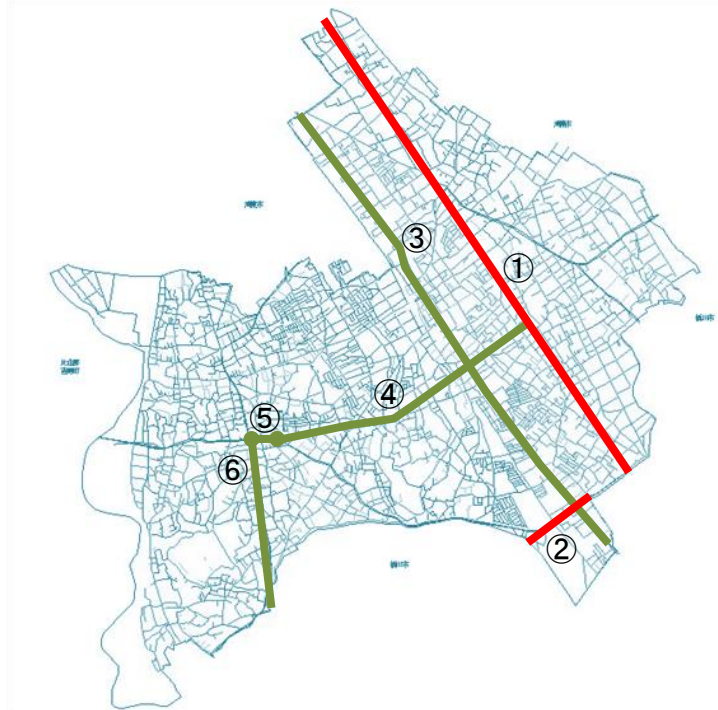


図3 県指定の緊急輸送道路図

■県指定の緊急輸送道路

第一次特定緊急輸送道路	①国道17号 市内全区間 ②首都圏中央連絡自動車道 市内全区間
第二次緊急輸送道路	③県道 鴻巣桶川さいたま線 市内全区間 ④県道 下石戸上菖蒲線 本宿(国道17号交差点)～石戸(石戸小入口交差点)

⑤県道 東松山桶川線 石戸(石戸小入口交差点)～荒井(荒井交差点)

⑥県道 さいたま鴻巣線 荒井(荒井交差点)～石戸宿(市域部分)



(北本市地域防災計画より抜粋)

図4 市指定の緊急輸送道路図

■市指定の緊急輸送道路

市道101号線	深井4丁目(市立北小学校)～深井4丁目(国道17号線深井(南)交差点)
市道6号線、市道104号線	宮内4丁目(市立宮内中学校)～宮内4丁目(国道17号線宮内交差点)
市道1426号線、市道117号線、市道116号線	古市場1丁目(北本総合公園)～宮内6丁目(国道17号線北本駅入口交差点)
市道13号線	宮内6丁目(国道17号線北本駅入口交差点)～北本1丁目(県道鴻巣桶川さいたま線北本駅前交差点)
市道118号線	中丸10丁目(市立中丸東小学校)～山中1丁目(県道下石戸上菖蒲線の交差点)
市道121号線	本宿5丁目(国道17号線本宿五交差点)～中丸10丁目(市道118号線との交差点)

市道2353号線、市道2355号線、市道128号線	中丸6丁目（市立東小学校）～中丸6丁目（国道17号線中丸交差点）
市道19号線、市道16号線	緑3丁目（市立南小学校）～中央2丁目（北本駅西口交差点）
市道12号線	中央2丁目（北本駅西口交差点）～石戸3丁目（高尾氷川神社入口交差点）
市道6363号線、市道6362号線	本町1丁目（北本中学校入口交差点）～本町1丁目（市役所北西側入口交差点）
市道6411号線、市道6300号線	本町7丁目（市立西小学校）～高尾1丁目（市道12号線との交差点）
市道3140号線	栄1（市立栄市民活動交流センター）～下石戸1丁目（県道下石戸上菖蒲線北本団地入口交差点）
市道3006号線	荒井2丁目（市立石戸小学校）～荒井2丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点）
市道3052号線	石戸9丁目（市立西中学校）～荒井3丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点）
市道125号線、市道4161号線、市道25号線	荒井3丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点）～石戸宿1丁目（県道さいたま鴻巣線石戸宿一交差点）
市道3362号線	下石戸7丁目（県道東松山桶川線との交差点）～下石戸7丁目（G L P 北本）

（北本市地域防災計画より抜粋）

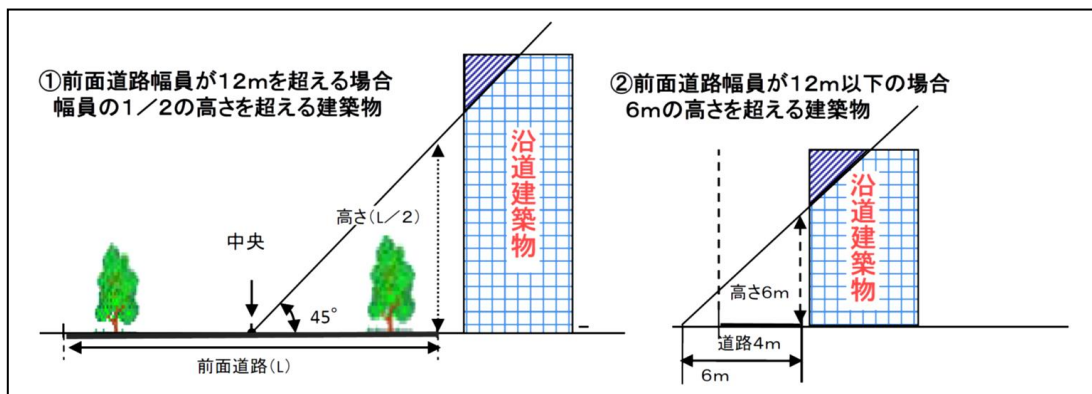


図5 緊急輸送道路閉塞建築物の要件

5 その他の安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に適合しない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考え

られます。

市では、平成30年10月に危険ブロック塀等の倒壊による事故の防止と、通行人の安全の確保を図るため、補助制度を創設しました。今後とも、補助制度等を周知し、ブロック塀の安全対策に取り組んでいきます。

【参考資料3 北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱】

(2) 家具の転倒防止対策

地震時には、家具等の転倒による被害も重大になるおそれもあることから、地震災害に備えるためには、建築物の耐震化だけでなく、家具等の転倒防止対策も必要です。事例紹介や専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」の周知を行います。

(3) 耐震シェルター等の情報提供

耐震シェルターや防災ベッドは、地震により住宅や家具が倒壊しても一定の空間を確保し、生命を守ることができる装置です。比較的安価で耐震対策を行うことが可能であることから、これらの設置等に関する情報提供を行います。

(4) 地震ハザードマップ等の周知

地震による揺れの強さや揺れによって引き起こされる建築物の倒壊や液状化の危険度を予測したものを地図上に表した地震ハザードマップや液状化危険度マップを市ホームページにおいて公表しています。引き続き地震ハザードマップ等の周知を行います。

第5 市有建築物の耐震化の方針

1 耐震化の現状

市有建築物のうち、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率は100%となりましたが、引き続き小規模な建築物についても耐震化を進めております。特に、居室（居住、執務、作業、集会等を行う室）を有する建築物を対象に耐震化の促進を図ることとします。令和7年10月1日時点における市有建築物（居室を有する建築物）耐震化状況は、表10のとおりです。

表10 市有建築物（居室を有する建築物）の耐震化率（令和7年10月1日時点）

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a (=b+c)	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d)/e)
学校	26	0	26	19	45	100.0%
病院・診療所	0	0	0	0	0	-
劇場・集会場等	5	0	5	9	14	100.0%
店舗等	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	-
賃貸共同住宅等	0	0	0	2	2	100.0%
社会福祉施設等	2	0	2	17	19	100.0%
消防庁舎	1	0	1	5	6	100.0%
その他一般庁舎	0	0	0	3	3	100.0%
その他	2	0	2	13	15	100.0%
合計	36	0	36	68	104	100.0%

※ 一部事務組合が所有する建築物は含みません。

2 耐震化の目標

市有建築物のうち、居室を有する建築物の耐震化率については、100%を達成しました。

今後は、居室を有しない建築物についての耐震化率の向上に努めていきます。

参考資料 1 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

(最終改正 平成27年10月1日 北本市告示第154号)

(目的)

第1条 この告示は、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅（以下「既存木造住宅」という。）の耐震診断、耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、次に掲げる方法により、地震に対する安全性に関し評価を行うことをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に規定する耐震診断の方法と同等であると認められる耐震診断の方法

(2) 耐震改修計画 耐震診断により上部構造評点（一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が1.0未満である建築物又は基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上及び基礎が安全となるよう改修するに当たり建築士が策定する計画をいう。

(3) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修計画に基づいて、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が行う建築物の改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、地階を除く階数が2以下の既存木造住宅であって、昭和56年5月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）に基づき着

工された在来軸組構法及び枠組壁構法による一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）とする。ただし、建築基準法に明らかに違反した建築物は対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断
- (2) 耐震改修計画
- (3) 耐震改修工事（当該耐震改修工事に要する費用が400,000円以上のものに限る。）

（補助金の額）

第5条 耐震診断又は耐震改修計画の補助金の額は、耐震診断又は耐震改修計画を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震診断又は耐震改修計画に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

2 耐震改修工事の補助金の額は、耐震改修工事を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震改修工事に要した額に100分の23を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、400,000円を上限とする。

（補助対象者）

第6条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有権を有している者（法人を除く。以下「所有者」という。）又は所有者の2親等以内の親族であること。
- (2) 補助対象建築物に居住している者（耐震改修工事を行う場合にあつては居住することを予定している者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者又は所有者に交付の決定時点において市税の滞納がある場合は、補助の対象としない。

（補助金を受けることができる回数）

第7条 補助を受けることができる回数は、建築物1戸に対して、それぞれの補助対象事業ごとに1回とする。

（交付申請）

第8条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、それぞれ当該事業の開始前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断 次のアからオまで（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつてはアからカまで）に掲げる書類

- ア 付近見取り図、配置図及び平面図
- イ 補助対象建築物に係る建築確認通知書又は所在地、所有者及び建築年次を確認することができる書類
- ウ 受給資格確認同意書（様式第2号）
- エ 補助対象事業を行う者の建築士免許証の写し
- オ 補助対象事業に要する費用についての見積書の写し
- カ 補助対象事業実施承諾書（様式第3号）

(2) 耐震改修計画 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震診断に引き続き耐震改修計画を行う場合 次に掲げる書類

(ア) 前号エ及びオに掲げる書類

(イ) 耐震診断報告書又はそれに代わるもの

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつては、(ア)から(イ)までに掲げる書類

(ア) 前号アからオまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)に掲げる書類

(イ) 前号カに掲げる書類

(3) 耐震改修工事 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震改修計画に引き続き耐震改修工事を行う場合 次に掲げる書類

(ア) 第1号エに掲げる書類

(イ) 耐震改修工事の設計図

(イ) 耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関する書類

(エ) 耐震改修工事に要する費用の内訳書（様式第4号）を内訳とした見積書の写し

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつては、(ア)から(イ)までに掲げる書類

(ア) 第1号アからエまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)から(エ)までに掲げる書類

(イ) 第1号カに掲げる書類

2 前項に掲げる書類のほか、代理人が申請する場合にあつては、委任状を申請書に添付しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、申請書類の内容を審査の上、審査結果を補

助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更及び取りやめ）

第10条 前条の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、申請内容変更届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を取りやめるときは、補助対象事業取りやめ届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（耐震改修工事の中間検査）

第11条 補助事業者は、耐震改修工事における工程が次の各号に掲げる改修箇所の区分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、中間検査申請書（様式第8号）を市長に提出し、市長による中間検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

ア 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

イ 基礎 配筋

2 中間検査は、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画をした建築士が行う検査の後に行うものとする。

3 市長は、中間検査を実施した場合において、当該耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に実施するよう命ずることができる。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助対象事業完了報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断 次に掲げる書類

ア 耐震診断報告書

イ 現地調査の状況を示す外部写真、内部写真及び接合部写真

ウ 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震改修計画 次に掲げる書類

ア 耐震改修計画

イ 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類

ウ 契約書及び領収書の写し

(3) 耐震改修工事 次のア及びイ（補助対象建築物に居住することを予定している者が申請を行った場合にあつては、アからウまで）に掲げる書類

ア 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真

イ 契約書及び領収書の写し

ウ 住民票

2 前項の補助事業完了報告書の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までとする。

(耐震診断結果に基づく勧告)

第13条 市長は、耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された補助事業者に対し、地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行うよう、耐震診断結果に基づく勧告書(様式第10号)により勧告するものとする。

(交付金額の確定)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により、当該報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の通知書を受けた者は、補助金交付請求書(様式第12号)に当該通知書の写しを添えて、市長に請求するものとする。

2 前項の請求書の提出期限は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(規則の適用)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付については、北本市補助金等の交付に関する規則(昭和63年規則第19号)の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

参考資料 2 北本市無料簡易耐震診断実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の地震に対する不安を解消し、既存木造住宅の耐震改修等を促進するために行う簡易耐震診断の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象建築物)

第2条 簡易耐震診断は、次に掲げる要件をすべて満たす木造住宅を対象とする。

- (1) 一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
- (2) 階数は2階建て以下かつ延べ床面積は500㎡以下
- (3) 工法は、在来軸組工法及び枠組み壁工法
- (4) 市内に存する住宅であること。
- (5) 平成12年5月31日以前に着工されたもの。

(簡易耐震診断の方法)

第3条 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の木造住宅耐震診断プログラム（一般診断法）を活用する。

2 簡易耐震診断にあたっては現地調査は実施しないこととし、建物状況は図面及び申請者からの「劣化度調査シート」の申請内容及び聞き取り調査に基づき行う。

(実施部署)

第4条 簡易耐震診断は建築開発課において実施する。

(簡易耐震診断費用)

第5条 簡易耐震診断費用は、無料とする。

(申請手続き)

第6条 簡易耐震診断の実施に係る手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請

簡易耐震診断を希望する者は、簡易耐震診断申請書（様式第1号）に建築確認申請書図面又は同等の図面（仕上げ表、筋交い等の位置及び仕様の分かる各階平面図）を添えて窓口で申請を行う。この場合、指導担当は、耐震診断の実施に必要な事項について申請者から聞き取りを行う。また、図面は、コピーを取り、原本は窓口で申請者へ返却する。

(2) 簡易耐震診断の実施

申請書類及び申請者からの聞き取りで得られた情報を基に第3条の耐震診断プログラムによる簡易耐震診断を実施する。

(3) 診断結果の報告

診断結果は、次に掲げる書類を添えて、申請から10日を目途に申請者に報告しな

ければならない。

ア 診断結果表（様式第2号）

イ 診断プログラムで出力した結果表

(4) 耐震改修等の勧奨

簡易耐震診断結果が「C（総合評点0.7以上1.0未満）又はD（総合評点0.7未満）」となった場合は、申請者に対し、現地調査を伴う一般耐震診断又は精密診断の上、耐震改修等を勧めるものとする。

（図書の保存）

第7条 診断資料としてコピーした申請建築物の図面及び診断結果等の図書は、診断を行った翌年度から1年間保存する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

参考資料3 北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(平成30年9月28日 北本市告示第214号)

(目的)

第1条 この告示は、危険ブロック塀等の全部又は一部の除却（以下「除却」という。）を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、危険ブロック塀等の除却を促進し、もって危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するとともに、通行人の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造その他の組積造又は組立式コンクリート造の塀又は門柱をいう。

(2) 公衆用道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の道路（同条第2項の規定により道路とみなされた道又は法第43条第2項第1号の規定により認められた建築物に接する道等を含む。）をいう。

(3) 危険ブロック塀等 公衆用道路等に面したブロック塀等で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの

イ 公衆用道路等からの高さが0.8メートル以上で劣化又は損傷があり、通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認めるもの

(4) 市内施工業者 市内に事務所又は事業所を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する危険ブロック塀等の除却を行う事業で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内施工業者に危険ブロック塀等の除却を委託すること。

(2) 危険ブロック塀等の除却の工事は、第9条の規定による通知を受けてから着手するものとし、当該危険ブロック塀等の除却により、その敷地内に危険ブロック塀等がなくなること。

(3) 危険ブロック塀等の一部を除却するときは、残存するブロック塀等が次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 法及び令に定める構造基準等に適合していること。

イ 公衆用道路等からの高さが0.6メートル以下となること。

(4) 危険ブロック塀等を除却した後に、再びブロック塀等を築造するときは前号ア

又はイに適合するものとし、その他の塀等を築造するときは安全なものとする。

(5) 前号のブロック塀等又はその他の塀等を築造するときは、第13条の規定による通知を受けてから着手すること。

(6) 公衆用道路等の区域（法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされた範囲を含む。以下同じ。）内に存する危険ブロック塀等、ブロック塀等又はその他の塀等の全部を除却するものとし、再びブロック塀等又はその他の塀等の築造を行わないこと。

(7) 危険ブロック塀等が設置されている敷地に建築物があるときは、当該建築物が建築確認に基づき着工したものであること。

(8) 敷地又は建築物の販売等の営利を目的としたものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等が設置されている敷地又は当該敷地に存する建築物の所有者（以下「所有者」という。）又は管理者（以下「管理者」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市税等の滞納がないこと。

(2) 所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合は、所有者全員の同意を得ていること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を上限とする。

(1) 除却する面積（公衆用道路等の区域から1メートルの範囲までの見付面積（鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。）とし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に、1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額

(2) 補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）

（補助金を受けることができる回数）

第7条 補助を受けることができる回数は、敷地に対し、原則として1回限りとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図、配置図、見付図、除却面積計算書及び除却前の写真

- (2) 受給資格の確認に同意する書類
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し

2 前項の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 除却後にブロック塀等又はその他の塀等を築造する場合 築造する塀等に係る計画図
 - (2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地に建築物がある場合 当該建築物に係る建築確認済証の写し
 - (3) 所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合 補助対象事業の実施について所有者全員の同意を得ていることを証する書類
- (交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の計画変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、北本市危険ブロック塀等除却事業変更申請書(様式第3号)に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに北本市危険ブロック塀等除却事業中止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに北本市危険ブロック塀等除却事業完了報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 除却後の写真
- (2) 補助対象事業の実施に係る契約書及び領収書の写し

2 前項の規定による報告の期限は、補助金の交付の決定があつた日の属する年度の1月31日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通

知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第7号)に前条に規定する通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求の期限は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

北本市住宅・建築物耐震改修促進計画

令和8年3月

都市整備部 建築開発課

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL : 048-591-1111

FAX : 048-592-4925